

15. 巻末資料 I（諸規程）

宇都宮共和大学学則

宇都宮共和大学の目的に関する内規

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）学生心得

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科履修規程

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科試験細則

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科「教育実習」履修規程

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科「保育実習」履修規程

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科実習配属規程

宇都宮共和大学科目等履修生規程

宇都宮共和大学転学部・転学科に関する規程

宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言

宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）図書館利用規程

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）講義室等及び体育施設使用心得

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）講義室等及び体育施設使用要項

宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則

選挙管理委員会細則

会計監査委員細則

彩音祭実行委員会細則

クラス委員会細則

サークル委員会細則

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）の構内交通規制に関する規程

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）学生の車両入構許可登録証交付基準

宇都宮共和大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学精神である「人間形成の教育」に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 学部または学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、その教育研究の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2節 組 織

(学部学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

シティライフ学部 シティライフ学科
子ども生活学部 子ども生活学科

2 前項の学部に置く学科及びその入学定員収容定員は、次の通りとする。

シティライフ学部	シティライフ学科	入 学 定 員	60名
		収 容 定 員	240名
子ども生活学部	子ども生活学科	入 学 定 員	70名
		収 容 定 員	280名

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(学内共同組織)

第4条の2 本学に、次の学内共同組織を置く。

都市経済研究センター
子育て支援研究センター
国際交流センター

2 学内共同組織に関する事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第4節 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第6条の2 大学運営にかかわる重要事項を審議し、かつ、各学部との連絡・調整を図るため、本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授、専任講師及び助教を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 本学運営の方針及び諸規則の制定、改廃に関すること。
- 二 教育課程及び授業日に関すること。
- 三 学生の入学、卒業及び学位の授与その他学生の地位の得喪、変更に関すること。
- 四 外国からの留学生の受入れに関すること。
- 五 試験その他の評価及び単位の認定に関すること。
- 六 学生の指導及び賞罰に関すること。
- 七 国際交流の推進に関すること。
- 八 教員の選考、昇進及び教育研究業績等の審査ならびにその他教員の人事に関すること。
- 九 各種学内委員会の委員の選出に関すること。
- 十 その他教育、研究の運営に関する重要な事項

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長等から求めがあった場合には、意見を述べることができる。

- 一 授業担当に関すること。
- 二 在外研究その他研究の推進に関すること。
- 三 学長又は学部長から諮問された事項

5 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

第5節 名誉教授

(名誉教授)

第8条 本学に多年勤務し教育上又は学術上特に功績のあった教授に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 春学期入学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋学期入学の学年は、毎年9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の通りとする。

一 日曜日

二 国民の祝日

三 本学園の創立記念日

四 春期休業 3月10日から3月31日及び4月1日から4月3日まで

五 夏期休業 8月10日から8月31日まで

六 冬期休業 12月28日から翌年1月3日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認められるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学 部 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第13条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学者の時期)

第14条 入学の時期は、第10条に規定する各学期の始めとする。再入学及び転入学についても同様とする。

(入学者の資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の課程を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

七 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他の所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料、施設設備費及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者は、選考のうえ学長が第2年次もしくは、第3年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学位授与機構から学士の学位を授与された者

三 大学に2年以上在籍し中途退学した者

四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

五 学校教育法施行規則附則第7条の規定により大学に編入学することができる資格を有する者

六 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、卒業要件単位の2分の1を上限として、教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

一 前条第1項第1号及び第3号に掲げる者

二 学校教育法施行規則第92条の3に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

三 他の大学に在学中の者又は在学した者

2 前項の規定により許可された者の在学年数、既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第21条 本学の退学者又は除籍者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、次の各号に該当する場合を除き、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

一 第37条第2号の規定に基づき除籍された者

二 第41条第2項の規定に基づき退学した者

2 前条第2項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目を分けて、基礎教育科目、専門教育科目、教職に関する科目、保育士資格に関する

る科目とする。

(単位計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位とする。
- 二 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位とする。
- 三 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、学長が30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の学修を希望する学生は、事前に教授会の許可を得なければならない。
- 3 第1項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で修得した単位の取扱い)

第28条 前3項の規定による単位の取扱いは、教授会の議を経て学長が決定する。

(成績)

第29条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

(その他)

第30条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法、教育職員免許状及び保育士資格に関する事項等については、別に定めるところによる。

第4節 休学，転学，転学部・転学科，留学及び退学

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は，学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては，学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，その期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は，通算して4年を超えることができない。なお，春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。

3 休学期間は第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中であっても，その理由が消滅したときは，学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は，学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は，第38条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は，外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(転学部・転学科)

第35条の2 本学の所属学部・学科から本学の他学部・他学科へ転学部，転学科を志願する者があるときは，学長は，選考のうえ，相当年次に転学部，転学科を許可することができる。

2 前項の転学部・転学科に関する必要な事項は，別に定める。

(退学)

第36条 退学しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の1に該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り，督促しても納付しない者
- 二 第13条に定める在学年限を超える者
- 三 休学期間が4年を超える者
- 四 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 五 長期間にわたり行方不明の者
- 六 死亡した者

第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し、別に定める所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学士)

第39条 卒業した者には、次の学士の学位を授与する。

シティライフ学部 シティライフ学科 学士(経済学)

子ども生活学部 子ども生活学科 学士(子ども生活学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、その情状により訓告、受験停止、停学及び退学とする。これらの処分の手続きに関することは、別に定める。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改心の見込みがない者

二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、第12条の修業年限に算入しない。

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第46条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第8節 授業料その他の納入金

(授業料その他の納入金)

第47条 授業料その他の納入金の額は、次のとおりとする。

	シティライフ学部	子ども生活学部
	シティライフ学科	子ども生活学科
検定料	30,000円	30,000円
入学金	200,000円	200,000円
授業料	年額 650,000円	年額 650,000円
施設設備費	年額 200,000円	年額 300,000円
教育充実費	年額 60,000円	年額 60,000円
実験実習費	—	年額 90,000円

2 学生は在学中に授業料その他の納入金に変更があった場合には、あらたに定められた金額を納入しなければならない。

(授業料等の納入)

第48条 春学期入学者の納入の期間は、4月1日から4月30日までとする。秋学期入学者の納入期間は、9月1日から9月30日までとする。ただし、授業料については2期分納を認める。この場合において、春学期入学者の半額は9月1日から9月30日までとし、秋学期入学者の半額は4月1日から4月30日までの間に納入するものとする。

(復学等の場合の授業料)

第49条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期からの授業料を復学又は入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第50条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料を納入するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第51条 春学期又は秋学期の途中で退学し又は除籍された者の該当学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第52条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した学期の次の学期からの授業料その他の納入金を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第53条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生及び科目等履修生の授業料等)

第54条 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料等については，別に定める。

(納入した授業料等)

第55条 納入した検定料，入学金，授業料，施設設備費及びその他の納入金は返還しない。

第9節 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は，平成11年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する入学定員及び収容定員は，平成11年から平成13年までの間は次のとおりとする。

年 度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
平成11年度	200		200
平成12年度	200		400
平成13年度	200	20	620

附 則

この学則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年4月1日から施行する。ただし，第22条及び第30条の規定は，平成18年度入学者から適用する。

附 則

この学則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず，収容定員は，平成23年度から平成25年度までの間は次のとおりとする。

学部・ コース等 年度	シティライフ学部				子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科				子ども生活学科	
	—	昼間主 コース	夜間主 コース	3年次 編 入	—	
平成23年度	100	510	90	20	100	820
平成24年度	200	340	60	0	200	800
平成25年度	300	170	30	0	300	800

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成26年度から平成28年度までの間は次のとおりとする。

学部 年度	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
平成26年度	360	400	760
平成27年度	320	400	720
平成28年度	280	400	680

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成30年度から平成32年度までの間は次のとおりとする。

学部 年度	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
平成30年度	240	370	610
平成31年度	240	340	580
平成32年度	240	310	550

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の規定は、令和4年度入学生から適用する。

宇都宮共和大学の目的に関する内規

第1条 宇都宮共和大学学則第1条第1項に定める人材の養成及び教育研究等に関する目的は、この内規の定めるところによる。

第2条 シティライフ学部の人材の養成及び教育研究等の目的は、第3条及び第4条に定めるところとする。

第3条 シティライフ学部で養成する人材は、生活者の視点を踏まえつつ、都市の全体像との関連の中で判断することのできる専門家である。「都市の経済と経営」「都市づくり」「都市の社会と生活」という3つの観点から総合的に都市を把握することを重視し、都市生活者と直接かかわる場面で活躍し、都市生活を支えている様々な組織で貴重な戦力になることが期待される人材を養成する。

第4条 シティライフ学部は、前条の人材を養成するため、以下に掲げる「4つの能力」の育成を教育目標とする。これらの能力は、相互に関連しており、4つの能力を身に付けることにより総合力が発揮できることを目指している。

- 一 社会に対する幅広い関心と知識を有し、多様な人々とコミュニケーションをとれる能力を育成する。
- 二 基本的な知識を習得するとともに、様々な情報を収集・整理・創造しうる能力を育成する。
- 三 社会生活の場である都市に生起する諸課題を比較検討、分析するとともに、具体的な課題に対する解決策を考える能力を育成する。
- 四 社会的な存在である大学の役割を踏まえて、市民、自治体、企業との多面的な社会ネットワークづくりに貢献できる能力を育成する。

第5条 子ども生活学部の人材の養成及び教育研究等の目的は、第6条及び第7条に定めるところとする。

第6条 子ども生活学部で養成する人材は、子どもの心身の発達と子どもの生活について、子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりから、総合的、体系的にとらえて、子どもの立場に立って、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門家である。育ちつつある幼い子どもを大切にし、生活主体としての子どもが生き生きと育つことができるよう、総合的な視野と見識から子どもを見守り、育てることができる能力を持った人材を養成する。

第7条 子ども生活学部は、前条の人材を養成するため、以下に掲げる「5つの能力」の育成を教育目標とする。

- 一 子どもと共に生活を創る人として、子どもの生活の安全に配慮し豊かな生活・保

育環境を創ることのできる能力を修得している。

二 子どもや保育者や同僚とのコミュニケーション力,積極的に他者と関わる意欲と資質を身に付けている。

三 子どもの成長・発達に関わる専門職としての知識・技能を磨き,子どもが主体となる生活や社会を創り出す力を修得している。

四 子どもに関連する得意な分野の専門性を深め,さまざまな保育の場で,子どもを豊かに育てる力を身に付けている。

五 理論を応用する実践力や,実践を振り返り洞察する力を修得している。

附 則

この内規は,平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は,平成29年11月1日から施行する。

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）学生心得

（目的）

第1条 この心得は、本学学生が、誇りと暖かい心を持ち、高い教養と技術を身につけ、有意義な学生生活を送るために定めるものである。

（姿勢・態度）

第2条 本学の「全人教育」の理念に基づき「一人は一校を代表する」との姿勢を、内外において実践する。

2 言葉や動作が粗暴では高い教養を身につけた人とはいえない。親しさをはき違えた礼を失する話し方や態度、人を傷つけるような言葉や話題は、対人関係を気まずいものにするため十分気をつける。

（服装）

第3条 学生として品位のある服装をし、人に不快感を与える服装で通学しない。

2 実習で学生用のユニフォーム等を着用する場合は、清潔を心がける。

（授業に臨む態度）

第4条 授業開始5分前には着席し、または決められた場所で準備して待つ。

2 授業中の飲食は一切禁止であり、居眠り、私語はやめ、集中して授業に取り組む。

3 授業中は携帯電話等音を出す器具は必ずスイッチを切っておく。

（大学の施設・設備）

第5条 大学の施設、設備は共有物であり、大切に使用する。故意に破損、故障させた時は自己責任としてこれを弁償する。

（集会等）

第6条 学内での学生集会は秩序を乱すおそれがあると判断された場合は、これを禁止することがある。

（改正）

第7条 本心得の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

附則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第30条の規定に基づき、子ども生活学部子ども生活学科の授業科目の種類、単位数及び履修方法、教育職員免許状及び保育士資格に関する事項を定める。

(教育課程)

第2条 教育課程は、次のように編成する。

- 一 授業科目の区分は、基礎教育科目及び専門教育科目とする。
- 二 それぞれに必修科目、選択必修科目及び選択科目を置く。

(授業科目、単位数及び卒業単位、履修方法等)

第3条 各授業科目の時間数と単位数、および授業形態は、別表1のとおりとする。

- 2 卒業に必要な単位数は、基礎教育科目は必修3科目5単位および選択必修科目11科目15単位のうち6科目8単位以上を含む22単位以上、専門教育科目は必修10科目21単位および選択科目90科目134単位のうち82単位以上、合計102単位以上、合わせて124単位以上を履修しなければならない。
- 3 履修科目の年間登録の上限は、1年次49単位、2年次49単位、3年次49単位、4年次49単位とする。
- 4 既に単位を修得した授業科目及び上級年次配当の授業科目は履修することができない。
- 5 下級年次配当の授業科目は、自由に履修することができる。
- 6 教育職員免許法の規定により幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目(教職に関する科目;別表2)の単位を修得しなければならない。また、児童福祉法の規定により保育士資格を取得しようとする者は、指定保育士養成施設指定基準に規定する科目(保育士資格に関する科目;別表3,4,5)の単位を修得しなければならない。
- 7 「保育実習」、「教育実習」、「卒業研究」に関する履修は別に定める。

(単位計算の基準)

第4条 単位計算の基準は、学則第23条の規定による。

(授業時間割表の公示)

第5条 毎学年の授業科目、担当教員及び授業時間割表は、学年の始めに公示する。

(履修授業科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の始め所定の期日までに学部長へ届出で承認を得なければならない。

(履修授業科目の終了認定及び評価)

第7条 履修した授業科目については、合格した者に単位を与える。

- 2 成績の評価は、学則第29条の規定による。成績表示は5段階とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

表示	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	60点未満

(不合格授業科目)

第8条 不合格授業科目について、単位を取得しようとするときは、第9条第3項及び第4項の場合を除き、次の学期以降にあらためて履修の上、合格しなければならない。

(試験)

第9条 定期試験は、特別の事情のある場合を除き毎学期末に行う。

2 授業の出席時間数が当該授業科目の総時間数の3分の2に達しない者については、原則として受験資格を与えない。

3 定期試験を病気又は事故等やむを得ない事由により受験できなかった者に対しては、本人の願い出により追試験を行う。

4 定期試験の結果、不合格となった授業科目について、再試験は原則として行わない。ただし、卒業年次の学生で別に定める要件を満たす者に限り、本人の願い出により再試験を行うことがある。

5 追・再試験を受験する者は、願書に所定の受験料を添えて申し込まなければならない。ただし、公欠の場合、受験料は必要がない。

6 担当教員が必要と認めた場合は、臨時試験を行うことがある。

(成績通知書)

第10条 学期毎の科目履修の結果については、毎学期末に成績通知書を交付する。ただし、卒業年次の学生については、卒業式当日までに交付する。

(進級)

第11条 第2学年から第3学年への進級にあたっては、41単位以上を修得していなければならない。

(不正行為)

第12条 第9条に規定する試験において不正行為を行ったと認められた者は、学則第41条の規定に基づき懲戒処分を受けるものとする。

2 不正行為を行った者に対しては、行為の軽重により、懲戒処分内容を本人及び保証人に通知又は学内に公示するほか、当該試験科目無効又は当該試験期の全試験科目無効等の取扱いを受けるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表1

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科カリキュラム

科目区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			履修方法（卒業要件）
				必修	選択	自由	講義	演習	実習・実技	
基幹	子ども生活学概論	1春	30	2			○			基幹科目の中から、必修科目を除く、6科目8単位以上を必修。
	現代の教養講座Ⅰ	1-4春	30		2		○			
	現代の教養講座Ⅱ	1-4春	30		2		○			
	現代の教養講座Ⅲ	1-4春	30		2		○			
	現代の教養講座Ⅳ	4春	30	1			○			
	初年次基礎演習Ⅰ	1春	30		1			○		
	初年次基礎演習Ⅱ	1秋	30		1			○		
	初年次基礎演習Ⅲ	2集中	30		1			○		
	文章表現Ⅰ	1集中	30		1			○		
	文章表現Ⅱ	2集中	30		1			○		
	生活講座Ⅰ	1春	30		2		○			
	生活講座Ⅱ	2春	30		2		○			
	職業と家庭生活の設計	1秋	30	2			○			
基礎教育科目	生活と文化	生活技術演習Ⅰ	2春	30		1			○	基礎教育科目については、必修科目を含め、22単位以上を履修すること。
		生活技術演習Ⅱ	2秋	30		1			○	
		子どもの生活と福祉	3春	30		2		○		
		子ども文化論	1秋	30		2		○		
	言語と文化	スポーツと健康Ⅰ	1春	15		1		○		
		スポーツと健康Ⅱ	1秋	30		1			○	
		オーラルイングリッシュⅠ	1春	30		1			○	
		オーラルイングリッシュⅡ	1秋	30		1			○	
		中国語Ⅰ	2春	30		1			○	
	人間と社会	中国語Ⅱ	2秋	30		1			○	
		韓国語Ⅰ	2春	30		1			○	
		韓国語Ⅱ	2秋	30		1			○	
		日本国憲法	1春	30		2		○		
学	音楽史	2-4春	30		2		○			
	音楽理論	2秋	30		2		○			
	社会学	1秋	30		2		○			
	現代日本史	1秋	30		2		○			
	人間とは何か	1春	30		2		○			
	人間と心理	1秋	30		2		○			
情報と自然科	コミュニケーションの心理学	2秋	30		2		○			
	情報処理入門Ⅰ	1春	30		1			○		
	情報処理入門Ⅱ	1秋	30		1			○		
	子どもと自然環境	2-4春	30		2		○			
小計	子どもと住環境	3春	30		2		○			
	環境と資源	3春	30		2		○			
保育と教育	本質・目的の理解	保育原理	1春	30	2			○		専門教育科目については、必修科目のほか、選択科目のうちより82単位以上を履修すること。
		教育原理	2春	30		2		○		
		保育者論	2秋	30		2		○		
		教育制度	3春	30		2		○		
	保育・教育の対象の理解	発達心理学	1秋	30	2			○		
		子ども家庭支援の心理学	2秋	30		2		○		
		子ども理解の方法と評価	2春	30		2		○		
		子どもの理解と援助	2秋	30		1			○	
		発達支援論	4秋	30		2		○		
		発達臨床心理学	4春	30		2		○		
		教育心理学	3秋	30		2		○		
		子どもの保健	2春	30		2		○		
		子どもの食と栄養Ⅰ	2秋	30		1			○	
子どもの食と栄養Ⅱ	3春	30		1			○			

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	時 間 数	単位数			授業形態			履修方法（卒業要件）
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習・ 実 技	
専門 教育科目	保育・教育の内容・方法の理解 保育と教育	保育内容総論	1 秋	30		2			○	
		保育内容 環境	2 春	30		2			○	
		保育内容 健康	2 春	30		2			○	
		保育内容 言葉	2 秋	30		2			○	
		保育内容 表現	2 春	30		2			○	
		保育内容 人間関係	2 秋	30		2			○	
		保育指導法Ⅰ	3 秋	30		1			○	
		保育指導法Ⅱ	4 春	30		1			○	
		保育内容総合演習Ⅰ	1 集中	30		1			○	
		保育内容総合演習Ⅱ	2 集中	30		1			○	
		保育内容総合演習Ⅲ	3 集中	30		1			○	
		保育内容総合演習Ⅳ	4 集中	30		1			○	
		保育方法論	3 春	30		2		○		
		保育・教育課程論	2 秋	30		2		○		
		乳児保育Ⅰ	2 秋	30		2		○		
		乳児保育Ⅱ	3 春	30		1			○	
		子どもの健康と安全	3 秋	30		1			○	
		フィールドワークⅠ	1 集中	30		1			○	
		フィールドワークⅡ	2 集中	30		1			○	
		教育福祉ボランティア	4 春	30		1			○	
専門 教育科目	家庭・地域・子育て支援と福祉	社会福祉	1 春	30	2			○		
		子ども家庭福祉	2 春	30	2			○		
		社会的養護Ⅰ	2 秋	30		2		○		
		子ども家庭支援論	4 春	30		2		○		
		障害児保育	3 春	30		2			○	
		特別の支援が必要な子どもの保育	3 秋	30		2		○		
		社会的養護Ⅱ	3 春	30		1			○	
		子育て支援	4 春	30		1			○	
		保育相談	3 春	30		2		○		
		異文化理解と子育て	3-4 秋	30		2		○		
		海外保育研修Ⅰ	1~4 集中	30		1			○	
		海外保育研修Ⅱ	1~4 集中	30		2			○	
		グローバルコミュニケーション	1~4 集中	30		1			○	
		子どもと地域福祉Ⅰ	2-4 秋	30		2		○		
		子どもと地域福祉Ⅱ	2-4 秋	30		2		○		
施設経営論	3-4 春	30		2		○				
シティライフ学入門	1-4 春	30		2		○				
NPOコミュニティビジネス論	3-4 春	30		2		○				
子どもマーケティング論	3-4 秋	30		2		○				
多様な 保育財	レクリエーション概論	1 春	30		1		○			
	レクリエーション演習Ⅰ	1 春	30		1			○		
	レクリエーション演習Ⅱ	1 秋	30		1			○		
	野外活動Ⅰ	1 春	30		1			○		
	野外活動Ⅱ	1 集中	30		1			○		
	音楽Ⅰ	1 春	30		1			○		
	音楽Ⅱ	1 秋	30		1			○		
	音楽Ⅲ	2 春	30		1			○		
	音楽Ⅳ	2 秋	30		1			○		
	音楽Ⅴ	3 春	30		1			○		
	音楽Ⅵ	3 秋	30		1			○		
	音楽Ⅶ	4 春	30		1			○		
	リトミックⅠ	1 秋	30		1			○		
	リトミックⅡ	2 春	30		1			○		
	教材研究（造形表現）	1 春	30		1			○		
	図画工作	1 秋	30		1			○		
	幼児体育	3 春	30		1			○		
	教材研究（健康と運動）	3 秋	30		1			○		
	子どもと生活演習	2 秋	30		1			○		
	教材研究（言語表現）	1 春	30		1			○		
子どもとおもちゃ	3-4 秋	30		1			○			

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	時 間 数	単位数			授業形態			履修方法（卒業要件）
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習・ 実 技	
専門 教育 科目	音楽特講Ⅰ	2-4春	30		1			○		
	音楽特講Ⅱ	2秋	30		1			○		
	音楽特講Ⅲ	3春	30		1			○		
	音楽特講Ⅳ	3秋	30		1			○		
	音楽特講Ⅴ	3集中	30		1			○		
	音楽療法概論	3春	30		2		○			
	音楽療法Ⅰ（基礎）	3秋	30		2		○			
	音楽療法Ⅱ（臨床）	4春	30		1		○			
	音楽療法Ⅲ（技法）	4春	30		1		○			
	音楽療法総合演習	4春	30		2			○		
	音楽療法実習	4秋	120		3			○	○	
教育・ 保育 実習	実習事前事後演習	2集中	30		1			○		
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	2秋	30		1			○		
	保育実習指導Ⅰ（施設）	3春	30		1			○		
	保育実習Ⅰ（保育所）	2秋	90		2				○	
	保育実習Ⅰ（施設）	3春	90		2				○	
	保育実習指導Ⅱ（保育所）	3秋	30		1			○		
	保育実習Ⅱ（保育所）	3秋	90		2				○	
	保育実習指導Ⅲ（施設）	3秋	30		1			○		
	保育実習Ⅲ（施設）	3秋	90		2				○	
	教育実習	2秋4春	210		5			○	○	
卒業 研究	研究方法の基礎Ⅰ	3春	30	2			○			
	研究方法の基礎Ⅱ	3春	15	1				○		
	卒業研究指導Ⅰ	3秋	30	2				○		
	卒業研究指導Ⅱ	4春	30	2				○		
	卒業研究指導Ⅲ	4秋	30	2				○		
	卒業研究	4春秋	30	4				○		
	保育・教職実践演習（幼稚園）	4秋	30		2			○		
	小計			21	137	0	33	65	6	
	合計			24	190	0	55	81	6	

別表2

子ども生活学部子ども生活学科において幼稚園教諭一種の資格を取得しようとする者は、
本表に掲げる科目をすべて履修することを要する。

教育職員免許法による教科目		授業科目の名称	授業形態	単位数	
免許取得に必要な基礎教育科目		日本国憲法	講義	2	
		スポーツと健康Ⅰ	講義	1	
		スポーツと健康Ⅱ	実技	1	
		オーラルイングリッシュⅠ	演習	1	
		オーラルイングリッシュⅡ	演習	1	
		情報処理入門Ⅰ	演習	1	
		情報処理入門Ⅱ	演習	1	
			小計	8	
領域及び保育内容の指導法に 関する科目	領域に関する専門的事項	保育内容 健康	演習	2	
		保育内容 表現	演習	2	
		保育内容 人間関係	演習	2	
		保育内容 言葉	演習	2	
		保育内容 環境	演習	2	
	保育内容の指導法	保育内容総論	演習	2	
		保育内容総合演習Ⅰ	演習	1	
		保育内容総合演習Ⅱ	演習	1	
		保育内容総合演習Ⅲ	演習	1	
		保育内容総合演習Ⅳ	演習	1	
			小計	16	
教育の基礎的理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	講義	2	
	教職の意義及び教員の役割	保育者論	講義	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度	講義	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	教育心理学	講義	2	
		発達心理学	講義	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援が必要な子どもの保育	講義	2	
	教育課程の意義及び編成の方法	保育・教育課程論	講義	2	
			小計	14	
生徒指導、 教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育方法論	講義	2
		幼児理解の理論及び方法	子ども理解の方法と評価	講義	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	保育相談	講義	2
			小計	6	
に教育実 践する 科目	教育実習	教育実習	実習・演習	5	
	教職実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	
			小計	7	
大学が独自に設定する科目 （★は必修。★以外から8単位以上選択）		音楽Ⅰ ★	演習	1	
		音楽Ⅱ ★	演習	1	
		リトミックⅠ ★	演習	1	
		リトミックⅡ ★	演習	1	
		音楽Ⅲ	演習	1	
		音楽Ⅳ	演習	1	
		音楽Ⅴ	演習	1	
		幼児体育	演習	1	
		図画工作	演習	1	
		保育指導法Ⅰ ★	演習	1	
		保育指導法Ⅱ ★	演習	1	
		レクリエーション概論	講義	1	
		レクリエーション演習Ⅰ	演習	1	
		レクリエーション演習Ⅱ	演習	1	
		フィールドワークⅠ	演習	1	
		フィールドワークⅡ	演習	1	
			小計	16(8)	
合計				59	

別表3

子ども生活学部子ども生活学科において保育士の資格を取得しようとする者は、本表に掲げる科目のうち、「外国語、体育以外の科目」から6単位以上、「外国語」から2単位以上、「体育」から2単位以上を履修することを要する。

厚生労働大臣告示による教科目		宇都宮共和大学子ども生活学部における教科の開設状況		
系列	教科目	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数
教養科目	外国語、体育以外の科目	子ども生活学概論	講義	2
		現代の教養講座Ⅰ	講義	2
		現代の教養講座Ⅱ	講義	2
		生活講座Ⅰ	講義	2
		生活講座Ⅱ	講義	2
		職業と家庭生活の設計	講義	2
		生活技術演習Ⅰ	演習	1
		生活技術演習Ⅱ	演習	1
		子どもの生活と福祉	講義	2
		子ども文化論	講義	2
		子どもと住環境	講義	2
		コミュニケーションの心理学	講義	2
	外国語	オーラルイングリッシュⅠ	演習	1
		オーラルイングリッシュⅡ	演習	1
	体育	スポーツと健康Ⅰ	講義	1
		スポーツと健康Ⅱ	実技	1
合計				26

別表4

子ども生活学部子ども生活学科において保育士の資格を取得しようとする者は、本表に掲げる科目をすべて履修することを要する。

厚生労働大臣告示別表第1による教科目		宇都宮共和大学子ども生活学部における教科の開設状況		
系列	教科目	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	2
	教育原理	教育原理	講義	2
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	2
	社会福祉	社会福祉	講義	2
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	2
	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	2
	保育者論	保育者論	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	発達心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	子ども理解の方法と評価	講義	2
		子どもの理解と援助	演習	1
	子どもの保健	子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1
子どもの食と栄養Ⅱ		演習	1	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	保育・教育課程論	講義	2
	保育内容総論	保育内容総論	演習	2
	保育内容演習	保育内容総合演習Ⅰ	演習	1
		保育内容総合演習Ⅱ	演習	1
		教材研究（造形表現）	演習	1
		教材研究（健康と運動）	演習	1
		教材研究（言語表現）	演習	1
		音楽Ⅰ	演習	1
	保育内容の理解と方法	保育内容 健康	演習	2
		保育内容 表現	演習	2
		保育内容 人間関係	演習	2
		保育内容 言葉	演習	2
		保育内容 環境	演習	2
	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	2
	乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	1
	子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	1
	障害児保育	障害児保育	演習	2
特別の支援が必要な子どもの保育		講義	2	
社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	1	
子育て支援	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2
		保育実習Ⅰ（施設）	実習	2
	保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1
		保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2
合計				63

別表5

子ども生活学部子ども生活学科において保育士の資格を取得しようとする者は、本表に掲げる科目のうち、10単位以上を履修することを要する。ただし、保育実習Ⅱ（保育所）及び保育実習指導Ⅱ（保育所）、又は保育実習Ⅲ（施設）及び保育実習指導Ⅲ（施設）を履修することを要する。

厚生労働大臣告示 別表第2による教科目	宇都宮共和国子ども生活学部における教科の開設状況等		
系列	左に対応して開設されている教科目	授業 形態	選択 必修
保育の本質・目的に 関する科目	異文化理解と子育て	講義	2
	子どもと地域福祉Ⅰ	講義	2
	子どもと地域福祉Ⅱ	講義	2
	施設経営論	講義	2
保育の対象の 理解に関する科目	発達支援論	講義	2
	発達臨床心理学	講義	2
	保育相談	講義	2
保育の内容・方法に 関する科目	保育方法論	講義	2
	リトミックⅠ	演習	1
	リトミックⅡ	演習	1
	音楽Ⅱ	演習	1
	音楽Ⅲ	演習	1
	音楽Ⅳ	演習	1
	音楽Ⅴ	演習	1
	音楽Ⅵ	演習	1
	音楽Ⅶ	演習	1
	子どもとおもちゃ	演習	1
	子どもと生活演習	演習	1
教育福祉ボランティア	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅱ（保育所）	実習	2
	保育実習指導Ⅱ（保育所）	演習	1
	保育実習Ⅲ（施設）	実習	2
	保育実習指導Ⅲ（施設）	演習	1
合 計			33

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科試験細則

(目的)

第1条 この細則は、宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科履修規程第9条の規程に基づき、試験について必要な事項を定めたものである。

(試験の意義と方法)

第2条

- 一 試験は、授業科目の単位認定にあたって必ず行わなければならない。
- 二 試験とは、履修した科目についての到達度を判定するための方法であり、筆記、論文、レポート、実技等によって行う。

(試験の種類)

第3条 試験には、定期試験・追試験・再試験・平常の授業時間中の試験がある。

- 一 定期試験とは、学事暦で定められた日程で行う試験で、春学期試験・秋学期試験に分ける。試験は、学事暦の定めるところに従う。
- 二 追試験とは、病気、交通機関の障害や事故等やむを得ない事由のため、定期試験を受験できなかった者に対して本人の願い出により行う試験である。
- 三 再試験とは、定期試験または追試験において不合格になった者のうち、授業科目担当教員が許可した者に対して行う試験である。ただし、再試験は原則として行わず、卒業年次の学生で別に定める要件を満たす者に限り、本人の願い出により再試験を行うことがある。
- 四 平常の授業時間中にする試験とは、学期の途中において授業科目担当教員が必要と認めた場合に行う試験である。

(受験資格)

第4条 定期試験の受験資格は、次の各号による。

- 一 授業の出席時間数が当該授業科目の総時間数の3分の2以上の者、実習指導科目については5分の4以上の者
- 二 授業料等学納金完納者

(定期試験の方法)

第5条 定期試験の実施については、次の各号による。

- 一 定期試験実施科目、その方法、日時及び教室は試験開始日より2週間前に発表する。
- 二 試験監督には、当該授業科目担当教員があたる。その教員に支障がある時は他の専任教員があたり、監督補助の必要がある時は専任教員と事務職員があたる。
- 三 試験を受ける者は、監督及び監督補助の指示に従わなければならない。
- 四 試験時間は、原則として60分とする。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。

- 五 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者は、その試験を受けることができない。
- 六 写真を貼付した当該年度の学生証を所持しない者は、その試験を受けることができない。ただし、所定の手続きを終えて仮学生証を交付された者はこの限りではない。
- 七 試験開始 30 分を経過しなければ退場できない。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 八 問題・解答用紙は必ず提出する。持ち帰った場合は不正行為とみなす。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 九 持ち込みを許可されているもの以外の物を持ち込んだ場合は、不正行為とみなす。
- 十 会場で携帯電話等の使用は認めない。

(追試験の方法)

第 6 条 追試験の実施については、次の各号による。

- 一 追試験の受験を希望する者は理由書を添えて、所定の願書を指定された期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 前号の理由書とは、定期試験を受験できなかった理由が病気の場合は診断書、交通機関の事故の場合は関係当局の事故証明書等、やむを得ない事情を公に証明する書類である。
- 三 追試験のその他の実施方法は前条に準ずる。

(再試験の方法)

第 7 条 再試験の実施については、次の各号による。

- 一 再試験の受験を許可された者は、所定の受験料を納入後、受験申込書を期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 再試験のその他の実施方法は、第 5 条に準ずる。

(不正行為への処置)

第 8 条 次の各号を不正行為とする。

- 一 試験監督者の許可なく、席を離れること。
- 二 試験監督者の許可なく、話をする事。
- 三 他人の答案を見ること。
- 四 許可されたもの以外を机の上に置くこと、または、見ること。
- 五 試験監督者の指示に従わないこと。

第 9 条 各試験における不正行為の処置は、次の各号による。

- 一 不正行為者の処分は、子ども生活学科会議の協議を経て学長が行い、教授会に報告する。
- 二 不正行為者の処分は、当該科目を採点の対象とせず、単位認定をしない。また、子ども生活学部教授会の議にもとづいて懲戒（訓告、受験停止、停学、退学）する。

(追試験・再試験の成績評価)

第 10 条 追試験の成績評価は得点の 8 割とする。再試験の成績評価は C (60 点) 及び

D（60点未満）のみとする。ただし、公欠届による追試験の評価はこの限りではない。
（緊急時の対応）

第11条 本細則に定める試験の実施において、天変地異やその他の緊急事態が発生したときと同試験の取り扱いについては別に定める。

附則

本細則は平成24年4月1日より施行する。

宇都宮共和国子ども生活学部子ども生活学科 「教育実習」履修規程

(「教育実習」の履修資格)

第1条 「教育実習」を履修するものは、教職につく強い意志をもっているものとする。

第2条 「教育実習(観察)」の履修にあたっては、子ども生活学部履修規程別表2に示される1年次に開講される科目のうち、「発達心理学」「保育内容総論」「保育内容総合演習Ⅰ」を含む6科目以上を修得すること。また、2年次春学期に開講される「保育内容健康」「保育内容環境」「保育内容表現」の単位を修得すること。

2 「教育実習(本実習)」の履修にあたっては、子ども生活学部履修規程別表2に示される3年次までに開講される科目のうち、「保育者論」「教育心理学」「保育内容言葉」「保育内容人間関係」「保育・教育課程論」を含む16科目以上を修得すること。

<参考1>子ども生活学部履修規程別表2に示される1年次に開講される必修科目(10科目) カッコ内は単位数		
日本国憲法(2)	オーラルイングリッシュⅡ(1)	保育内容総論(2)
スポーツと健康Ⅰ(1)	情報処理入門Ⅰ(1)	保育内容総合演習Ⅰ(1)
スポーツと健康Ⅱ(1)	情報処理入門Ⅱ(1)	発達心理学(2)
オーラルイングリッシュⅠ(1)		

<参考2>子ども生活学部履修規程別表2に示される3年次までに開講される必修科目(26科目) カッコ内は単位数		
[1年次]		
日本国憲法(2)	オーラルイングリッシュⅡ(1)	保育内容総論(2)
スポーツと健康Ⅰ(1)	情報処理入門Ⅰ(1)	保育内容総合演習Ⅰ(1)
スポーツと健康Ⅱ(1)	情報処理入門Ⅱ(1)	発達心理学(2)
オーラルイングリッシュⅠ(1)		
[2年次]		
保育内容健康(2)	保育内容環境(2)	保育者論(2)
保育内容表現(2)	保育内容総合演習Ⅱ(1)	保育・教育課程論(2)
保育内容人間関係(2)	教育原理(2)	子ども理解の方法と評価(2)
保育内容言葉(2)		
[3年次]		
保育内容総合演習Ⅲ(1)	教育心理学(2)	保育方法論(2)
教育制度(2)	特別の支援が必要な子どもの保育(2)	保育相談(2)

(「教育実習」の履修方法)

第3条 「教育実習」の履修にあたり開催される「実習ガイダンス」に必ず出席すること。

第4条 「教育実習」の履修にあたっては、別に関講される「教育実習指導」を必ず履修すること。

第5条 「教育実習」の辞退にあたっては、実習開始日の20日前までに「教育実習辞退願」を事務局に提出しなければならない。

第6条 「教育実習」の再履修にあたっては、各年次の所定の期日までに「教育実習再履修願」を事務局に提出しなければならない。

2 再履修の決定にあたっては、実習委員会が認めた場合に限り教授会の議を経て、再履修を認める。

(「教育実習」の配属)

第7条 「教育実習」の配属については、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月15日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、2019年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科

「保育実習」履修規程

（「保育実習」の履修資格）

第1条 「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」および「保育実習Ⅱ」もしくは「保育実習Ⅲ」（以下「保育実習」とする）を履修するものは、保育職につく強い意志をもっているものとする。

第2条 「保育実習Ⅰ（保育所）」の履修にあたっては、子ども生活学部履修規程別表4に示される1年次に開講される科目のうち、7科目以上修得すること。

2 「保育実習Ⅰ（施設）」の履修にあたっては、子ども生活学部履修規程別表4に示される2年次までに開講される科目のうち18科目以上を履修していること

3 「保育実習Ⅱ（保育所）」もしくは「保育実習Ⅲ（施設）」の履修にあたっては、子ども生活学部履修規程別表4に示される2年次までに開講される科目のうち18科目以上かつ「保育実習Ⅰ（保育所）」を修得すること。

＜参考1＞子ども生活学部履修規程別表4に示される1年次に開講される科目（12科目）

カッコ内は単位数

スポーツと健康Ⅰ(1)	保育原理(2)	保育内容総合演習Ⅰ(1)
スポーツと健康Ⅱ(1)	社会福祉(2)	教材研究（造形表現）(1)
オーラルイングリッシュⅠ(1)	発達心理学(2)	教材研究（言語表現）(1)
オーラルイングリッシュⅡ(1)	保育内容総論(2)	音楽Ⅰ(1)

＜参考1＞子ども生活学部履修規程別表4に示される2年次までに開講される科目（31科目）

カッコ内は単位数

[1年次]

スポーツと健康Ⅰ(1)	保育原理(2)	保育内容総合演習Ⅰ(1)
スポーツと健康Ⅱ(1)	社会福祉(2)	教材研究（造形表現）(1)
オーラルイングリッシュⅠ(1)	発達心理学(2)	教材研究（言語表現）(1)
オーラルイングリッシュⅡ(1)	保育内容総論(2)	音楽Ⅰ(1)

[2年次]

教育原理(2)	子どもの理解と援助(1)	保育内容人間関係(2)
子ども家庭福祉(2)	子どもの保健(2)	保育内容言葉(2)
社会的養護Ⅰ(2)	子どもの食と栄養Ⅰ(1)	保育内容環境(2)
保育者論(2)	保育・教育課程論(2)	乳児保育Ⅰ(2)
子ども家庭支援の心理学(2)	保育内容総合演習Ⅱ(1)	保育実習Ⅰ（保育所）(2)
子ども理解の方法と評価(2)	保育内容健康(2)	保育実習指導Ⅰ（保育所）(1)
	保育内容表現(2)	

(「保育実習」の履修方法)

第3条 「保育実習」の履修にあたり開催される「実習ガイダンス」に必ず出席すること。

第4条 「保育実習」の履修にあたっては、別開講される「保育実習指導」を必ず履修すること。

第5条 「保育実習」の辞退にあたっては、実習開始日の20日前までに「保育実習辞退願」を事務局に提出しなければならない。

第6条 「保育実習」の再履修にあたっては、各年次の所定の期日までに「保育実習再履修願」を事務局に提出しなければならない。

2 再履修の決定にあたっては、実習委員会が認めた場合に限り教授会の議を経て、再履修を認める。

(「保育実習」の配属)

第7条 「保育実習」の配属については、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月15日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、2019年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科 実習配属規程

(実習の配属および停止)

第1条 該当実習の「実習指導」のうち、実習事前指導の授業に4/5以上出席していることを原則とする。

第2条 心身の健康状況等について、実習向け健康調査、大学実施の健康診断書、医師の診断書等で確認を行う。

第3条 実習配属の決定は、実習開始20日前を原則とする。ただし、突発的事態においてはその都度判断する。

第4条 実習中、特別な理由で実習継続が不可能となった者は、実習停止となる。ただし、実習停止に至る前に当該配属先と協議を行う。

(実習配属停止の回復)

第5条 実習配属停止後に、本人の継続意思が具体的に示された場合、または実習停止後に実習再開が可能となった場合は、第6条に示す手続きを経た上で、その後改めて実習可能な諸条件が整った時点で、追実習、再実習または延期することができる。

(実習配属の決定)

第6条 実習配属判定等においては、上記基準等を総合的に判断し、次の手続きをもって決定する。

2 実習配属判定会の構成メンバーは、学部長・実習委員・当該クラス担任とする。

3 実習配属の判定は、実習配属判定会の議を経て、学長決裁の後、教授会に報告する。

附 則

この規程は、平成23年10月15日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学科目等履修生規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第46条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

（科目）

第2条 科目等履修生は、原則として、1年間に24単位を限度として授業科目を履修することができる。

（入学資格）

第3条 科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又は教授会でこれと同等以上の学力があると認める者とする。

（出願）

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書（所定の様式）
- 二 履歴書及び健康診断書
- 三 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
- 四 在職中の者は所属長の承諾書
- 五 外国人登録証明書（留学生のみ）

（入学時期）

第5条 入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

（受付期間）

第6条 科目等履修生の入学願書の受付期間は、2月1日から2月末日及び8月1日から8月末日までとする。

（選考）

第7条 科目等履修生の選考は、教授会の議を経て、学長が決定する。

（入学手続及び入学許可）

第8条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書に所定の入学金、授業料及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（在学期間）

第9条 科目等履修生の在学期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、願出により1年に限り、その期間を延長することができる。

（単位の授与）

第10条 学長は、授業科目を履修した科目等履修生に対し、単位を授与する。

2 前項に規定する単位の授与については、学則第24条及び第29条の規定を準用する。

(証明書の交付)

第11条 学長は、科目等履修生が修得した単位、在学期間等について、その証明を願
い出たときは、所定の証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、その理由を付し、学長に願
い出たときは、その許可を受けなければならない。

第13条 学長は、科目等履修生が不都合な行為をし、又は履修を続けることが不
適当と認められるときは、教授会の議を経て退学を命ずることができる。

(準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学転学部・転学科に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第35条の2の規定に基づき、転学部・転学科（以下「転学部等」という。）に関して必要な事項を定める。

(許可の時期)

第2条 転学部等の時期は、春学期の始めとする。

(転学部等資格)

第3条 本学に1カ年以上在学する者が転学部等することができる。

(許可)

第4条 志望する学部（以下「志望学部」という。）の教授会の承認を経て、学長が許可することができる。

(手続等)

第5条 転学部等を志願する者は、第2条に定める許可の時期の2ヶ月前までに次の書類を所属学部長に提出するものとする。

(1) 転学部願（別紙様式）

(2) 成績証明書

(3) その他所属学部及び志望学部で必要と認める書類

(審査)

第6条 前条により転学部等の出願を承認した所属学部長は、前条により提出された書類等を第2条に定める許可の時期の1ヶ月前までに志望学部長へ送付する。志望学部長は速やかに審査を行い、転学部等の許可または不許可を判定し、教授会での承認後に審査結果を所属学部長に通知する。

(既修得単位の処置)

第7条 転学部等を許可された者の既修得単位については、転学部等を許可した学部の教務委員会において審査し教授会の議を経て、転学部先の卒業に必要な単位として認めることができる。

(在学年限)

第8条 転学部等を許可された者の残りの在学年限は、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。

(転学部等の制限)

第9条 転学部等を許可された者は、再び転学部等を願い出ることはいできない。

(通知)

第10条 選考の結果は、3月末日までに本人及び保証人に通知する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、転学部等に関して必要な事項は、各学部が別に定める。

附則

平成28年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言

宇都宮共和大学 学長

本学は、建学の精神である「人間形成の教育（全人教育）」に基づき、「時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成すること（学則第1条）」をその目的としています。こうした豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人材の育成をめざす大学として、性・年齢・国籍・人種・社会的地位において学生・教職員・関係者（大学構成員）すべてが対等な人格であり、その人格が尊重されるべきと考えます。本学では、個々人の本質的平等と尊厳を深く認識し、教育研究の場にふさわしい環境づくりを目指します。そのために本学では、あらゆるキャンパス・ハラスメントを防止啓発する（気づき、しない・させない、許さない）ことを宣言します。

キャンパス・ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の教育・研究の場又は職場において、不適切な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいいます。これらを防止するためには、大学構成員がキャンパス・ハラスメントについて深く理解し、常に自らを戒めることが大切です。

特に、教職員は学生に対して厳正・中立・公正・公平に教育指導・評価を行う責任ある立場にあります。良かれと思った指導でも、相手に精神的な苦痛をあたえてしまう場合があること、自己の立場が優位であればあるほど相手は拒絶の意思表示をすることが困難になることを肝に銘じます。

日頃から十分なコミュニケーションを心がけていたとしても、人の感受性はそれぞれであることから、相手の気持ちを十分に理解することは容易なことではなく、キャンパス・ハラスメントの防止啓発には日々の努力が重要です。

ハラスメントの相談があった場合、本学は組織的に相談者のプライバシー保護とハラスメント阻止を迅速に行い、相談者・協力者にいかなる不利益な取扱いがなされないことを徹底します。その上で、キャンパス・ハラスメント防止啓発規程に沿って事実の確認、行為者への厳正中立な対処、被害者の救済等を円滑に行い、その原因を究明して、さらなる再発防止策を実施します。

ですから、身体的・精神的な苦痛が発生する場合等ハラスメントを受けた場合には、一人で悩まずに、安心して本学が設置する相談窓口にご相談してください。

宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言に基づき、本学関係機関等におけるハラスメントを防止するとともに、ハラスメントが発生した場合の適切な措置を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) キャンパス・ハラスメント

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の教育・研究の場又は職場において、不適切な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいう。

(2) セクシャル・ハラスメント

相手に対する性的な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいう。性別により役割を分担すべきであるとの意識に基づく言動、性的指向及び性自認に関する不適切な言動も含む。

(3) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教育・研究上の優越的な関係を背景にした業務の適正な範囲を超えた言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究環境を害することをいう。

(4) パワー・ハラスメント

職場において、職務上の優越的な関係を背景にした業務の適正な範囲を超えた言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は就業環境を害することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教職員、学生その他本学で教育を受け、研究を行う者（以下「本学構成員」という。）の相互間によるハラスメントについて、学内・学外、正課・課外、就業時間内・外等、時間・場所を問わず適用する。

2 この規程は、本学構成員と、本学と教育・研究上又は職務上の関連性のある関係者との間のハラスメントにも適用する。

(本学と本学構成員の責務)

第4条 本学は、ハラスメントの発生を防止するために、以下の措置を講じる責務を負う。

(1) ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発。

- (2) 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発。
 - (3) 相談窓口の設置。
 - (4) 相談に対する適切な対応。
 - (5) 事実関係の迅速かつ正確な確認。
 - (6) 被害者に対する適正な配慮の措置の実施。
 - (7) 行為者に対する適正な措置の実施。
 - (8) 再発防止措置の実施。
 - (9) 業務体制の整備など、本学や本学構成員の実情に応じた必要な措置。
 - (10) 当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知。
 - (11) 相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発。
- 2 本学構成員は、ハラスメントの発生を防止するために、以下の責務を負う。
- (1) 第2条に定めるハラスメントを行ってはならない。
 - (2) ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、他の本学構成員に対する言動に必要な注意を払う。
 - (3) 本学の講ずる前項の措置に協力する。

第2章 キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会

(委員会の設置・構成)

第5条 本学は、第1条の目的を達成するため、各学部にキャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第6条 この委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止に関する情報収集、研修・啓発活動の推進。
- (2) ハラスメントに関する相談とその対応。
- (3) ハラスメント問題の処置に関する学長及び副学長、学部長もしくは事務局長への勧告。
- (4) ハラスメント問題における被害者の支援。

(委員会の組織・任期・運営)

第7条 委員会は、各学部の教授会から選出された教員若干名及び職員若干名をもって組織する。

- 2 委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 キャンパス・ハラスメント相談

(キャンパス・ハラスメント相談窓口・相談員)

第8条 委員会は、第6条で掲げられた任務を果たすために、キャンパス・ハラスメント相談員を任命しなければならない。

- 2 相談員は、専門的な研修等を受けた教職員を任命する。
- 3 相談員の氏名及びその学内の連絡先は、毎学年度の始めに公表する。

(任務・任期)

第9条 相談員の任務は次に掲げる事項とする。

- (1) 本学構成員のハラスメントに関する相談に応じる。
 - (2) 前号の相談等について報告の必要性が認められる場合は、次条1項に定めるところにより、ただちに委員会に報告する。
- 2 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会への報告)

第10条 相談員は、相談に係る事案について対応が必要であると認めるときは、直ちに委員会に報告し、対応を協議するものとする。この場合においては、報告については、できる限り相談者の承諾を得るものとする。

- 2 前項の申出を受けた委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、または関係者に対する被害拡大を予防するための対応要請その他の必要な措置をとることができる。
- 3 第1項の申出を受けた委員会は、必要と認めるときは、ハラスメントをしたとされる者、関係者から事情を聴取し、解決のための調整をする。

第4章 ハラスメント被害申立てへの対応

(ハラスメント被害申立て)

第11条 ハラスメント被害者は、事案の解決のために、相談員を通じて、ハラスメント被害申立て(以下「申立て」という。)をすることができる。

(事案解決の方法の選択)

第12条 委員会は、申立てに係る事案の解決の方法として、通知、調整、調査のいずれかの手続を2ヶ月以内を選択することができる。

- 2 委員会は、申立てに明らかに理由のないとき又は委員会において対応することが相当でないときは、申立てを受理しないことができる。この場合においては、申立人にその理由を通知しなければならない。

- 3 委員長は、申立てに係る事案が重大又は緊急の対応が必要であると認めるときは、直ちに学長に報告する。この場合においては、報告について、できる限り申立人の承諾を得るものとする。
- 4 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

(緊急措置)

第13条 委員長は、申立てに係る事案について、緊急の対応が必要と認めるときは、学長、副学長、学部長、事務局長、又は関係者に対する対応要請その他必要な措置をとる。

(申立ての取下げ)

第14条 申立人は、申立てに係る通知、調整、調査が終了するまでは、申立てを取り下げることができる。

(通知)

第15条 委員会は、相当と認めるときは、被申立人に対し、申立ての概要を通知し、注意を喚起する。

- 2 前項の通知は、申立人を匿名にすることができる。

(調整)

第16条 委員会は、相当と認めるときは、申立人、被申立人及びその他の関係者から事情を聴取し、必要により、学長、副学長、学部長、事務局長、及び関係者の協力を求め、当事者に対し就学上又は就労上の措置又は配慮を行うことにより、柔軟かつ迅速に事案の解決を図る。

(調整の方法)

第17条 学長、副学長、学部長、事務局長、及び関係者は、委員会から必要な措置を求められたときは、これに協力するものとする。

(調整の終了)

第18条 委員会は、調整が整う見込みがないと判断したとき、その他調整を継続することが相当ではないと判断したときは、調整を終了することができる。

(調査)

第19条 委員会は、相当と認めるときは、申立て事案について調査を行う。

- 2 調査は、キャンパス・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)において実施することとする。

(調査委員会)

第20条 調査委員会は、学長から教授会に諮問し、教授会の議を経て、学長が設置する。

- 2 調査委員会は、教授会の議を経て学長が指名する3名以上5名以内の調査委員をもって構成する。
- 3 学長は、調査委員として、弁護士その他学外の中立性が担保される専門家を委員として指名することができる。
- 4 調査委員の構成については、性別及び所属部局等に留意するものとする。
- 5 調査委員会には委員長を置き、調査委員の互選によって定める。
- 6 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、第1項ないし第3項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

(調査の方法)

第21条 調査委員会は、必要に応じて、申立人、被申立人及びその他の関係者からの事情聴取等の事実調査を実施する。

- 2 事情聴取を求められた本学構成員は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の経緯及び内容について、必要と認める範囲で、申立人及び被申立人に通知する。

(調査報告書)

第22条 調査委員会は、調査結果及びハラスメント該当性等に関する調査報告書を作成し、委員会に提出する。

- 2 調査委員会は、その設置後3か月以内に調査報告書を提出するよう努めなければならない。

(調査の終了)

第23条 委員会は、調査委員会が調査を完了する見込みがないと判断したとき、その他調査委員会が、調査を継続することが相当ではないと判断したときは、学長に報告し、学長は調査終了を決定することができる。

(学長への報告)

第24条 委員会は、調査委員会から提出された調査報告書を検討し、事案の解決のために必要と認められる措置案を付した報告書を学長に提出する。

- 2 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。
- 3 委員会は、調査委員会の調査結果について、必要と認める範囲で、申立人及び被申立人に通知する。

(大学としての措置)

第25条 学長は、委員会から提出された報告書につき、相当と認めるときは、関係者に対し必要な措置をとるものとする。

2 学長は、相当と認めるときは、教授会の議を経て懲戒処分その他の人事上の手続をとるものとする。

3 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、第1項および前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

(不服申立て)

第26条 申立人は、調査結果または関連する措置等につき、不服があるときは、学長に対して不服申し立てすることができる。

2 申立人によって不服申立てがなされたとき、学長は、調査結果または関連する措置等につき、速やかに書面によって理由を提示しなければならない。

3 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、第1項および前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

第5章 手続関係者の責務

(守秘義務)

第27条 この規程に基づく相談又は申立ての手続に関与した者（以下「手続関係者」という。）は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止)

第28条 本学構成員は、相談者、申立人、被申立人、その他の手続関係者のプライバシーを保護するよう配慮しなければならない。

2 被申立人その他の本学構成員は、相談者、申立人、その他の手続関係者に対し、この規程に基づく相談又は申立ての手続に関与したことを理由として、教育・研究上又は就労上の不利益な取扱い、嫌がらせ、妨害、報復等をしてはならない。

以上

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程（平成18年4月1日施

行)

- (2) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会に関する規程（平成31年4月1日施行）
- (3) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント相談員に関する規程（平成18年4月1日施行）
- (4) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント調査委員会に関する規程（平成18年4月1日施行）

以上

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）図書館利用規程

（開館および休館）

第1条 日曜日、国民の祝日、年末年始等の休暇日および館内整理日のほかは、原則として開館する。

2 臨時の開館または休館は、原則として図書館長（以下「館長」とする）が定める。

（利 用）

第2条 図書館は次に掲げるものの利用に供する。

- (1) 本学教職員、学生および研究科生
- (2) 館長の許可を得た者

（閲覧・視聴および貸出）

第3条 閲覧・視聴および貸出は次の各号によりおこなう。

- (1) 禁帯出図書、雑誌および紀要類などは原則として館内閲覧とする。
- (2) CD・DVD・ビデオテープ・LD・CD-ROM・レコード・カセットテープなどの視聴覚資料は、原則として館内視聴とする。
- (3) 図書・楽譜は、特別図書・楽譜と普通図書・楽譜に分け、特別図書・楽譜は原則として貸出をおこなわない。
- (4) 図書・楽譜の貸出は、学生5冊に限り1週間とし、教職員は10冊1ヶ月とする。ただし、学則第6条第1項第4号から第6号については、館長がそのつど貸出の冊数および期間を定める。
- (5) 図書館利用規定第2条第1項第2号で貸出をおこなうものについては、図書館の運営に支障がない限り、館長が貸出の冊数および期間を定める。

2 閉架の図書・楽譜・視聴覚資料は係員が出納する。ただし、開架の図書・楽譜はこの限りでない。

第4条 貸出中の図書・楽譜は、必要に応じ点検しまたは返納させることがある。

第5条 貸出中の図書・楽譜は、転貸してはならない。

（弁償義務）

第6条 貸出中の図書・楽譜などを滅失または毀損したときは、同一現物をもって弁償させ、または補修させる。

ただし、事情によっては相当代価をもって弁償させることができる。

（閲覧・視聴および貸出の停止）

第7条 閲覧・視聴および貸出の各条項に違反したもの・長期延滞者には、館長が資料の貸出を停止し、その旨を公示する。

（検 索）

第8条 館長の許可を得た者は、書庫内で検索することができる。

(利用の斡旋)

第9条 教職員および学生・研究生から学外の図書館の利用について申し出があったときは、その斡旋をする。

附 則

制 定	昭和 42 年 4 月
一部改正	平成 2 年 4 月
一部改正	平成 9 年 3 月
一部改正	平成 13 年 1 月
一部改正	平成 16 年 4 月
一部改正	平成 17 年 4 月
一部改正	平成 18 年 4 月
一部改正	平成 24 年 4 月

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）講義室等及び体育施設 使用心得

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）講義室等及び体育施設（以下「講義室等」）の使用に関しては、この使用心得の定めるところによる。

1. 共通事項

講義室等を使用する者は、次の事項を遵守すること。

- 1) 節電及び節水に努めること。
- 2) 使用を許可された施設以外の施設等に立ち入らないこと。
- 3) 所定の場所以外での火気使用及び喫煙をしないこと。
- 4) 危険物等を持ち込まないこと。
- 5) 使用を許可された設備品・用具等以外のものを移動したり、使用しないこと。
- 6) 使用する施設・設備等に特別の工作を、又は現状変更しないこと。
- 7) 使用後は清掃し、整理整頓を行うこと。
- 8) 使用後は窓等を閉め、火気・電気等のスイッチを切る等の安全を確認のうえ、施錠すること。
- 9) 使用後は備品、鍵等を所定の場所に返還すること。
- 10) その他教職員の指示に従うこと。

2. 個別事項

講義室等を使用する者は、前共通事項に掲げるもののほか、各施設ごとに次の事項を遵守すること。

(1) アリーナ

- ・専用の靴を使用すること。ただし、競技以外の目的のときは、スリッパを使用することができる。
- ・ステージの昇降、バスケットゴールの移動は教職員以外は操作しないこと。
- ・飲食、飲酒、喫煙をしないこと。

(2) グランド

- ・運動靴又は各専用のシューズを使用すること。ただし、スパイクの鋭利なものは不可とする。
- ・雨、雪等荒天時には使用しないこと。

(3) テニスコート

- ・テニス専用の靴を使用すること。
- ・コート面を損傷させないように充分注意すること。

- 雨，雪等荒天時には使用しないこと。

(4) 講義室等

- 近隣講義室等に支障がないよう大声・高音等騒音を発しないこと。
- 飲食，飲酒，喫煙をしないこと。
- 使用後の清掃・戸締り等は，近くの廊下・階段等についても行うこと。

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）講義室等及び体育施設 使用要項

（趣旨）

第1条 講義室等及び体育施設（次条を除き，以下「講義室等」という。）の使用については，授業及び大学行事に使用する場合を除き，この要項の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において講義室等とは，講義室・レッスン室・実習室及びその他の施設をいい，体育施設とは，アリーナ及びグラウンド・テニスコートをいう。

（使用者の範囲）

第3条 講義室等を使用できる者は，次のとおりとする。

- 一 本学学生
- 二 本学教職員
- 三 その他学長が認める者

（使用時間）

第4条 講義室等の使用時間は，土曜・日曜・祝日等を除く，午前9時から午後6時まで の間とする。ただし，別紙許可願により学長が必要と認めた場合は，これによらないことができる。

（使用手続）

第5条 学生サークル活動として講義室等を継続（2日以上）して使用しようとする場合は，所定の願書により使用責任者が担当教員連署のうえ，使用開始予定日の14日前までに学長に願い出て，許可を受けなければならない。

2 前項の場合を除き，講義室等を使用しようとする場合は，所定の願書により使用責任者（学生の場合は，担当教員等と連署）が使用予定日の7日前までに学長に願い出て，許可を受けなければならない。

（遵守事項）

第6条 講義室等の使用を許可された者（以下「施設使用者」という。）は，次の事項を遵守しなければならない

- 一 使用願に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- 二 使用の許可を受けた講義室等を他の者に転貸しないこと。
- 三 「宇都宮短期大学講義室等及び体育施設使用心得」に定める事項。
- 四 その他学長が必要と認める事項。

(許可の取消等)

第7条 学長は、前条の遵守事項を遵守しない施設使用者に対し、講義室等の使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

(損害賠償)

第8条 施設使用者が故意又は、過失により講義室等及び備品等を破損又は滅失させた場合には、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日一部改正。

宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会（以下、「長坂キャンパス学友会」という）と称する。

(目的)

第2条 長坂キャンパス学友会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパスの学生相互の親睦と人格の高揚を図り、より豊かな学生生活を送ることを目的とする。

(事務局)

第3条 長坂キャンパス学友会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス内に事務局を置く。

(顧問)

第4条 長坂キャンパス学友会は、学長を顧問とする。事務局長および学生生活担当教職員は学長を補佐する。

第2章 会員

(構成)

第5条 長坂キャンパス学友会の会員は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学生によって構成される。

第3章 機関

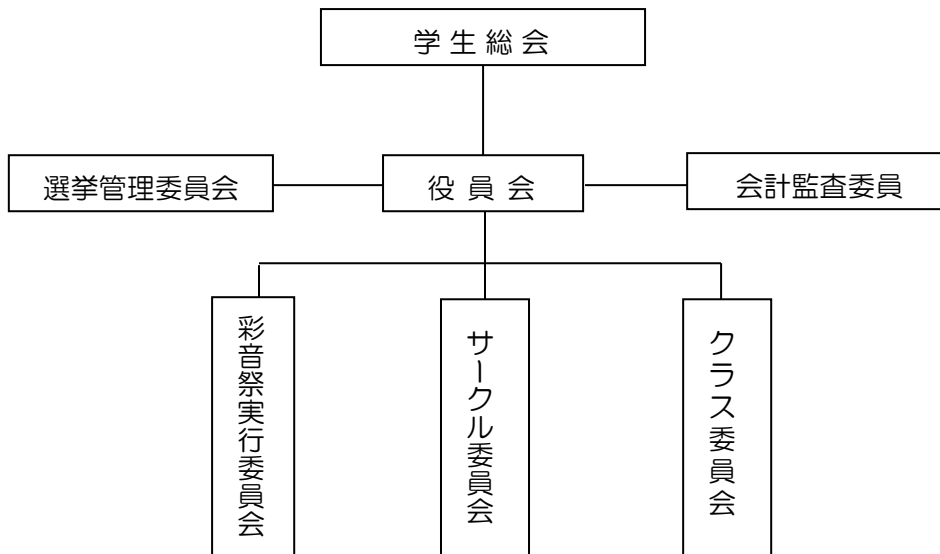
(機関)

第6条 長坂キャンパス学友会に、次の機関を置く。

- 一 学生総会
- 二 役員会
- 三 会計監査委員
- 四 選挙管理委員会
- 五 彩音祭実行委員会
- 六 クラス委員会
- 七 サークル委員会

(組織図)

第7条 長坂キャンパス学友会の組織は、次のとおりである。



第4章 学生総会

(構成)

第8条 学生総会は、長坂キャンパス学友会の最高決議機関であり、全会員によって構成される。

(開催)

第9条 学生総会の開催を次に定める。

- 1 定期学生総会は、毎年1回5月に開催する。ただし、必要に応じて1ヶ月間延期することができる。
- 2 臨時学生総会は、必要あるときに開催することができる。

(決議事項)

第10条 学生総会は、次の事項を決議する。

- 一 長坂キャンパス学友会役員承認
- 二 年度活動計画および活動報告承認
- 三 年度予算および年度決算承認
- 四 長坂キャンパス学友会会則等の改正および廃止
- 五 その他重要な事項

(召集)

第11条 第9条の第1項第2項に定められた学生総会の召集は、役員会の決議に基づき長坂キャンパス学友会会長が召集する。ただし、会員の3分の1以上の要求がある場合には、役員会の決議によらなくとも長坂キャンパス学友会会長は学生総会を召集しなければならない。

(議案の公示)

第12条 長坂キャンパス学友会会長は、学生総会開催の7日前までに議案を会員に公示しなければならない。ただし、緊急を要するときには、この限りではない。

(定足数)

第13条 学生総会は、全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(議長)

第14条 学生総会の議長は長坂キャンパス学友会会長があたる。

(決議)

第15条 学生総会は、出席会員の過半数以上の賛成をもって決議する。なお、賛否同数のときは議長が裁定する。ただし、第10条第4号については、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成をもって決議する。

第5章 役員および役員会

(役員)

第16条 長坂キャンパス学友会には、13名の役員をおき、その役職は次のとおりである。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 書記 2名
- 四 会計 2名
- 五 総務 5名

なお、卒業その他の事情により役員に欠員が生じたときは、次の選挙が行われるまで欠員の補充はせず、現役員がその職務を代行するものとする。

(選任)

第17条 会長と副会長は会員の選挙によって選出される。それ以外の役員については、会長が任命し、学生総会の承認を得なければならない。

(任期)

第18条 長坂キャンパス学友会役員の任期は、原則として2年とする。

(役員会)

第19条 役員会は、長坂キャンパス学友会の執行機関であり、役員、クラス委員会から2名およびサークル委員会から2名によって構成される。ただし、これらのものは、学生総会の決議に参加することはできない。

2 役員会は、月1回開催するものとする。ただし、長期休業中は、この限りではない。

(執行事項)

第20条 役員会は、次の事項を執行する。

- 一 年度活動計画書の作成およびその執行
- 二 年度予算書および決算書の作成
- 三 学生総会の召集
- 四 学生総会で決定された事項の執行
- 五 会計監査委員選出の要請
- 六 彩音祭実行委員選出の要請
- 七 サークル等の承認

八 その他本会に必要な業務執行

(召集)

第21条 役員会は、長坂キャンパス学友会会長が召集する。

(定足数)

第22条 役員会は、全役員の過半数をもって成立する。

(議長)

第23条 役員会の議長は、長坂キャンパス学友会会長が行う。

(決議)

第24条 役員会は、出席役員の過半数以上の賛成をもって決議する。尚、賛否同数の時は、議長が裁定する。

(活動報告)

第25条 役員会は、年度活動計画およびその結果を、学生総会の承認を得た後、学長・事務局長および学生生活担当教職員に報告書を提出しなければならない。

第6章 会計監査委員

(構成)

第26条 会計監査委員は、クラス委員会によって選任された2名の委員によって構成される。

(細則)

第27条 会計監査委員に関する細則は、別に定める。

第7章 選挙管理委員会

(構成)

第28条 選挙管理委員会は、各クラスから1名選任された委員によって構成される。

(細則)

第29条 選挙管理委員会に関する細則は、別に定める。

第8章 彩音祭実行委員会

(構成)

第30条 彩音祭実行委員会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス大学祭の執行機関であり、各クラスおよび各サークルから2名以上選任された委員によって構成される。

(細則)

第31条 彩音祭実行委員会に関する細則は、別に定める。

第9章 クラス委員会

(構成)

第32条 クラス委員会は、各クラスの正・副委員によって構成される。

(細則)

第33条 クラス委員会に関する細則は、別に定める。

第10章 サークル委員会

(構成)

第34条 サークル委員会は、各サークルの代表によって構成される。

(細則)

第35条 サークル委員会に関する細則は、別に定める。

第11章 会計

(入会金・会費)

第36条 長坂キャンパス学友会の入会金および会費は、入会金 1,000 円、年会費 1,000 円とする。入会金と会費は入学時に全納するものとする。ただし、長坂キャンパス学友会が必要と認めた時には、学生総会の承認を得て臨時に徴収することができる。なお、一旦納入した納入金は返還しない。

(会計報告)

第37条 予算書および決算書は、定期学生総会の承認を得た後、学長・事務局長および学生生活担当教職員に提出しなければならない。

(会計年度)

第38条 長坂キャンパス学友会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本会則は、平成14年4月1日に制定し、平成14年4月1日より施行する。

附則

本会則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

本会則は、平成23年4月1日より施行する。

附則

本会則は、平成24年4月1日より施行する。

選挙管理委員会細則

(目的)

第1条 選挙管理委員会（以下、「本委員会」と称する）は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会役員を公正に選出する選挙を実施することを目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則第28条に基づき選出された委員によって構成される。

(役員)

第3条 本委員会に、次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名

(任務)

第4条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 委員長は、本委員会を代表して会務を統括する。
- 二 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三 その他の委員は、事務を処理する。

(選任)

第5条 委員長、副委員長は、委員の互選によって選出する。

(任期)

第6条 委員の任期は、原則として1年とする。

(公募)

第7条 委員長は、選挙日の3週間前から1週間、立候補者を会員の中から募る。

(公示)

第8条 委員長は、選挙日の7日前までに立候補者指名、選挙の方法を公示しなければならない。

(報告)

第9条 委員長は、選挙の結果を全会員に速やかに報告するとともに学長・事務局長および学生生活担当教職員に報告しなければならない。

附則

この細則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日より施行する。

会計監査委員細則

(目的)

第1条 会計監査委員（以下、「本委員」と称する）は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会費が正当に使用されているかを監査することを目的とする。

(構成)

第2条 本委員は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則第26条に基づき選出された委員によって構成される。

(任期)

第3条 本委員の任期は、次の定時学生総会までとする。

(兼任禁止)

第4条 本委員は、他の機関の役員と兼任することはできない。

(監査報告)

第5条 本委員は、当該年度の監査の結果を定期学生総会に報告し承認を得た後、学長・事務局長および学生生活担当教職員にその報告書を提出しなければならない。

附則

この細則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日より施行する。

彩音祭実行委員会細則

(目的)

第1条 彩音祭は、学部・学科を超えて正課・課外の教育、研究、活動内容を公表し、学生相互、他大学、社会との交流を深め、学生生活の充実を図ることを目的として行われる。彩音祭実行委員会（以下、「本委員会」と称する）は、彩音祭が目的達成のために円滑に実施できることを支援するものである。

(構成)

第2条 本委員会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則第30条に基づき、各クラスおよび各サークルから選任された委員によって構成される。

(役員)

第3条 本委員会に、次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
 - 二 副委員長 3名
 - 三 記録
 - 四 会計
 - 五 広報
 - 六 企画
- } 若干名

(任務)

第4条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 委員長は、本委員会を代表して会務を統括する。
- 二 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(選任)

第5条 委員長、副委員長は、各クラス、各サークル代表者の互選によって選出される。それ以外の役員は、委員長の任命による。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。但し、再任することもできる。

(執行事項)

第7条 本委員会は、次の事項を執行する。

- 一 彩音祭の企画立案とその執行
- 二 彩音祭の予算書および決算書の作成
- 三 その他彩音祭に必要な事項

附則

この細則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

クラス委員会細則

(目的)

第1条 クラス委員会(以下、「本委員会」と称する)は、各クラスの意見をまとめ、学生全員が協調性・向上心をもった学生生活を送ることができることを目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則第32条に基づき各クラスの正・副委員によって構成される。

(役員)

第3条 本委員会に、次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名
- 三 総務 3名

(任務)

第4条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 委員長は、本委員会を代表して会務を統括する。
- 二 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三 委員長と副委員長は、クラス委員会の代表として学友会の役員会に出席する。
- 四 その他の委員は、事務を処理する。

(選任)

第5条 委員長と副委員長は、委員の互選によって選出し、他の役員は、委員長が任命する。

(任期)

第6条 役員の任期は、原則として1年とする。但し、再任をさまたげない。

(決議事項)

第7条 本委員会は、次の事項を決議する。

- 一 クラスアワーにおける審議事項について
- 二 クラス委員について
- 三 その他必要な事項

(クラス委員)

第8条 クラスには、別表第1に定めるクラス委員をおく。但し、兼任をさまたげない。

別表第1

委員名	構成人員	役割	任期
正・副クラス委員	各1名	クラスのまとめ役となる。	1年
環境委員	2名	構内外の学生生活環境を整備するクリーンキャンパス活動を推進, 実行するためのまとめ役となる。	1年
会計	2名	クラスの金銭管理に関する業務を行う。	1年
選挙管理委員	1名	学友会役員を公正に選出する選挙を実施するための業務を行う。	1年
彩音祭実行委員	2名	彩音祭が円滑に実施できるためのクラスのまとめ役, および実行委員会での業務を行う。	1年
卒業準備委員	1名	卒業に向けて以下の準備を行う。 ・卒業記念アルバム ・卒業記念祝賀会 ・その他	1年
交流研修委員	2名	交流研修での分科会の企画・実施。	1年
レクリエーションフェスティバル委員	2名	レクリエーションフェスティバルの企画・実施。	1年

附則

この規則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この細則は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この細則は、令和3年4月1日より施行する。

サークル委員会細則

(目的)

第1条 サークル活動は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパスの課外活動で、人間性、社会性および専門性を高めることを目的とする。サークル委員会（以下、「本委員会」と称する）は、各サークルが目的達成のために円滑に活動できるよう支援するものである。

(構成)

第2条 本委員会は、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会会則第34条に基づき、各サークルの代表によって構成される。

(役員)

第3条 本委員会に、次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名

(任務)

第4条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 委員長は、本委員会を代表して会務を統括する。
- 二 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(選任)

第5条 委員長、副委員長は、サークル代表者の互選によって選出される。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。但し、再任することもできる。

(サークルの成立)

第7条 新サークルは、次の条件を満たすことで結成することができる。

- 一 原則として5人以上のメンバーを要する
- 二 代表者を決める
- 三 目的、活動方針を明らかにする
- 四 教員の顧問を1名つける

上記の条件を満たし、サークル委員会に申請し、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学長坂キャンパス学友会役員会の承認を得て成立する。

(サークル活動の制限)

第8条 公共の福祉に反する活動が認められたときには学長・事務局長および学生生活担当教職員はこれを制限することができる。

附則

この細則は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）の構内交通規制 に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、教職員、学生及び業者等が通勤、通学、業務等のため、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という）を使用し、入構する場合における構内交通規制に関する必要な事項を定め、人身の安全を確保し、教育研究の健全な環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という）に規定する自動車（自動二輪車を除く）をいう

二 「二輪車」とは、道交法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう

（通勤・通学の原則）

第3条 教職員及び学生の通勤、通学は、原則として電車、バス等の公共交通機関、自転車及び徒歩によるものとする。

2 前項の規定に拘わらず、第4条の条件を充たす者で、車両により入構を希望する場合は、この規程の定めにより本学に届出るものとする。

（入構許可）

第4条 本学に車両で入構しようとする者は、あらかじめ車両入構許可登録証（ステッカー）（以下「登録証」という）の交付を受けなければならない。

2 学生の登録証の交付基準は、別に定める。

第5条 登録証は、自動車にあつては運転席ルームミラー裏面右側に、二輪車は右側面の見易い場所に貼付しておかなければならない。

登録証を貼付していない車両は入構することができない。

登録証貼付の有無を抜き打ちで調査することがある。

第6条 登録証は、譲渡または、貸与してはならない。

第7条 登録証の交付を受けた者は、有効期限が経過したとき、本学が返納を求めたときまたは不要となった時は直ちに人間福祉事務局に返納しなければならない。

（駐車場等）

第8条 登録証の交付を受けた自動車は教職員、学生、業務用、指定区域に、二輪車は定められた駐輪場等（以下「駐車場」という）にそれぞれ駐車しなければならない。

2 学生駐車場は午前8時00分から午後20時00分とする。但し、特別の理由がある場合には、事前に本学（担当係）の許可を受け使用することができる。なお、学内駐車場への駐車は禁止する。

3 駐車台数の制限により駐車できない場合は、入構を制限することができる。

4 構内における、駐車車両及び交通事故または、盗難などに際し、本学は調査に協力をするがその責任は負わない。

（構内の運行）

第9条 駐車、駐輪後の構内移動は、原則として禁止する。

2 車両を運転する者は、歩行者の安全及び教育研究環境の保全に努め運行しなければならない。

3 構内は、すべて歩行者優先とする。

4 構内は、交通標識及び標示に従って運行するものとし、毎時 20km の制限速度を越えてはならない。

(遵守義務)

第10条 入構許可を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 道交法その他の法令を遵守すること

二 車両は、本学が指定した門から出入りするものとする

三 車両の始動時または走行中は、必要以上にエンジン音を響かせ授業及び周辺住民の生活を妨害しないこと

四 所定の場所以外に、ごみ、タバコの吸い殻等を捨てないこと

五 指定された道路以外の場所に立ち入らないこと

六 駐車位置等の駐車に際しては、本学の指示に従うこと

七 その他、本学の指示に誠実に従うこと

(臨時措置)

第11条 本学が行事または、緊急事態等のため、駐車場を全面的に使用する必要が生じた場合は、第 8 条の規定に拘わらず駐車場の使用を一時停止することがある。この場合、学長はその旨を掲示等により教職員、学生等に知らせるものとする。

第12条 次の各号に該当したときは、その当事者は直ちにその旨を学長に届出なければならない。

一 構内または通勤、通学途上において事故を発生したとき

二 構内において車両が盗難に遭ったとき

三 安全運転講習会を受講したとき

(違反者に対する措置)

第13条 学長は、この規程に違反した者に対しては、入構許可の取消し、学外への退去警告および次の各号の措置をとることができる。但し、特に必要があるときは、学生生活担当（以下「担当」という）の議を経るものとする。

一 警告文の交付

ア 駐車を認められた場所以外に駐車、駐輪したとき

イ 車両を長期間放置したとき

ウ 無謀運転を行ったとき

エ 前条に規定する届出を怠ったとき

二 始末書の徴収

ア 警告文の交付を 2 回受けたとき

イ 構内において自己の不注意により車両事故を起こしたとき

ウ 安全運転講習会の受講指示を受けながら、理由なくして受講を怠ったとき

エ 交付された登録証を指示された場所に貼付していなかったとき

三 入構許可の取消し等の措置

ア 始末書の提出に該当するとき

イ 重大な過失により人身事故を起こしたとき

ウ 虚偽の申請により登録証の交付を受けた場合

2 学長は、入構許可の取消しを行ったときは、その旨を本人及び保証人（父母等）に通知をするものとする

3 担当は、構内に長期放置されている車両については、学外に排除する等の措置を講じ

るものとする。

(部外者の駐車及び構内通り抜け禁止)

第14条 本学に関係のない者が，車両での構内通り抜け及び駐車場での駐車することを禁止するものとする。

(車両等の出入口)

第15条 グランド駐車場への車両の出入口は，正門（南門）からとする。

(適用除外)

第16条 この規程は，道交法第39条に規程する緊急自動車については適用しない。

2 本学所有の自動車，郵便車，工事用車両，教育用搬入積み降ろしの為の車両及び雇上げ自動車については第4条の規程は適用しないものとする。

3 前項に掲げる車両については，正門より通行し，その都度，事務局に立ち寄りその許可を受けなければならない。

(道路交通法とその関係)

第17条 この規程に定めるものの他，構内の交通については道交法の規程を準用する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正。

宇都宮共和大学（長坂キャンパス）学生の車両入構許可 登録証交付基準

（趣旨）

第1条 この基準は、長坂キャンパス構内交通に関する規程第4条第2項の規程に基づき、車両入構許可登録証（以下「登録証」という）の交付に関する事項について定めるものとする。

（交付基準）

第2条 登録証の交付申請は、交通不便等特にやむを得ない理由があると認められる場合に限る。その基準は、次のとおりとする。

一 自動車による通学の場合は、次のア～オのすべてに該当すること

ア 住居から本学までの通学距離（直線距離）が4km以上であること

イ 住居から本学までの公共の交通機関を利用して通学する時間が1時間以上であること

ウ 任意保険に加入していること

エ 通学手段として、自動車を使用することにおいて、保証人（父母等）の承認を得ていること

オ 通学に使用する自動車の所有名義が本人または、保証人（父母等）であること

二 自動二輪車による通学の場合は、次のア～ウのすべてに該当すること

ア 住居から本学までの通学距離（直線距離）が2km以上であること

イ 任意保険に加入していること

ウ 通学手段として、自動二輪車を使用することにおいて、保証人（父母等）の承認を得ていること

2 身体に著しい障害があって、自動車で送り迎えを必要とする場合、また障害があるが自ら自動車を運転する場合。但し、前項（一）のウ、エ、オを満たすこと。

3 その他緊急やむを得ない場合

（種類及び交付申請の時期等）

第3条 登録証の種類、交付申請の時期及び有効期限は次のとおりとする。

種類	交付申請の時期	有効期限	備考
学生用	毎年4月と10月の2回	交付の日から当該年度の翌年の4月30日まで	交付申請については掲示をもって通知する
臨時 (1回限り)	その都度	当日	上記以外で緊急やむを得ず、臨時に入構しなければならない者

臨時 (一定期間)	その都度	交付の日から当該 期間	学外者で講習会等のた め一定期間臨時に入構 する者
--------------	------	----------------	---------------------------------

(車両入構許可登録証交付申請書等の様式)

第4条 車両入構許可登録証交付申請書(以下「申請書」という)及び登録証等の様式は、別紙の様式第1号から第3号のとおりとする。

(車両入構許可登録証交付申請の手続き)

第5条 車両による通学を希望する者は、前条に定める申請書に必要書類を添付して、指定した期日までに学長に提出しなければならない。

2 臨時(1回限り)の入構許可証については、事務局に申請手続きをとるものとする。

(入構許可及び登録証の交付)

第6条 学生生活委員会は、交付基準に定める手続きに関し、特に必要があると認められた場合は、申請書の審査に当たり次の事項を考慮することができる。

- 一 交通機関を利用する場合
 - ア 乗換なしまたは、1回の乗換で通学が可能かどうか
 - イ 通学時に適当な運行がなされているかどうか
 - ウ 住居から最寄の駅までの距離(通常の経路)が2km以上あるかどうか
- 二 その他特に必要があると認める場合
 - ア 身体に障害があると認める場合
 - イ その他特殊事情があると認められる場合

(登録証の更新等)

第7条 入構者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規程に準じて、登録証の更新または再交付を受けなければならない。

- 一 登録証の有効期限が経過したとき(更新)
- 二 車両の更新等により車両登録番号に変更があったとき(再交付)
- 三 登録証を紛失し、または汚損したとき(再交付)

(登録証の返還)

第8条 登録証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに学長に返納しなければならない

- 一 有効期限が経過したとき
- 二 本学が返納を求めたとき
- 三 不要となったとき

(入構車両の特例)

第9条 学生が大学祭または、課外活動等のため臨時に自動車を本学構内に乗り入れる必要がある場合には、顧問教員等の証明を受け、事前に申請書を学長に提出して臨時の入構許可証の交付を受けなければならない。

第10条 臨時の入構許可証は運転席前面に表示しておかなければならない。

(雑則)

第11条 この基準に定めるもののほか、入構許可の実施について必要な事項（たとえば満車に関する事等）は、委員会の議を経て学長が定めることができる。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正。

宇都宮共和大学長 殿

宇都宮短期大学長 殿

車両入構許可登録証交付申請書

【申請者記載欄】

私は宇都宮共和大学または宇都宮短期大学の「構内交通に関する規程」に同意し、車両入構許可登録証の交付を申請します。

学籍番号	
申請者（学生）氏名	
電話番号	
申請車両情報	車種名 ※例 スカイライン
	ナンバー ※例 宇都宮 500 な 8355

【保護者記載欄】 ※社会人の方は本人が記入して下さい。

上記の者は、宇都宮共和大学子ども生活学部学生便覧または宇都宮短期大学学生便覧において記載されている「車両入構許可登録証交付基準」を満たしていることを証明し、また「構内交通に関する規程」に同意します。

保護者名	(自署)
電話番号	(自署)

【注意事項】

1. 車両入構許可証の交付を受けていない学生は、学生駐車場の使用を禁止します。
2. 車両入構許可を受ける学生は、任意保険に加入していることを必ず確認してください。
※任意保険未加入の場合は、車両入構許可登録証交付基準の第2条一項ウ違反になります。
3. 車両入構許可を受けた学生は、車両入構登録証（ステッカー）を運転席ルームミラー裏面右側に貼付しておくこと。
4. 規程について（学生便覧記載）
 - ①長坂キャンパス構内交通に関する規程、②長坂キャンパス学生の車両入構許可登録証交付基準は必ず熟読しておくこと。

様式2 車両入構許可登録証



様式3 臨時車両入構許可登録証

(表)

許可No. _____

令和 年度



車両入構許可登録証

車両 登録番号			
入構許可年月日	年	月	日
学籍番号		氏名	
駐車場所	臨時駐車場		

※裏面注意事項を守ること

長坂キャンパス

(裏)

〔 注 意 事 項 〕

1. 駐車は必ず指定された場所に駐車すること
2. この証は、運転席前面に外から見やすいように表示すること
3. この証を他人に貸与又は譲渡しないこと
4. この証の必要がなくなったときは、学生係に速やかに返却すること
5. 有効期間は当日限りとする
6. 構内交通規制に関する規程に違反したときは、入構許可を取り消すことがある